

家庭系ごみの有料化に関する説明会における意見・質問状況

開催期間：平成24年1月25日～3月20日

開催会場：40会場(240回)

参加人数：3,832人(男 1,666人、女 2,166人)

意見数：のべ2,299件

1 有料化制度内容に関する主な意見・質問

(1) ごみ袋について(312件)

ア 厚さ・色について(59件)

| | |
|--------------------|--|
| 袋の厚さはどうなるのか。 | 今まで0.025ミリ以上の規格でしたが、0.03ミリ以上としました。 |
| 厚口、薄口の袋はこれからもあるのか。 | 以前のものより最低基準が厚くなっています。それより厚いものも販売される予定です。 |
| 黄色の袋は、カラスがこないものか。 | 今回の家庭ごみ袋は黄色ですが、カラスに効果があるものではありません。 |

イ 容量について(19件)

| | |
|--------------------------|--|
| 45リットルの袋には45リットル正しく入るのか。 | 水を入れて45リットル入ることを確認しています。 |
| 70リットルを復活させてほしい。 | 有料化先行の自治体の例から、70リットル以上の袋の需要がほとんどないことから、10リットルを加えた4種類としました。現在70リットルであれば、減量をしていただき30リットル2袋で出すようお願いします。 |
| 5リットルの袋を作ってほしい。 | これまで20リットルが最小だったものを減量が進むと考え新たに10リットルを作成した。要望が高まれば検討してまいります。 |

ウ 価格について(64件)

| | |
|---|---|
| ごみ袋の価格は市内統一価格か。 | ごみ袋自体は商品として流通しますので、手数料は同じですが、ごみ袋の価格は今と同じように店舗により異なると思われます。 |
| 新しい袋の値段は、30リットル10枚入りで300円、それに袋の価格がプラスされるのか。 | 10枚単位で売られていますので、30リットルのごみ袋であれば、ごみ袋の価格に300円を上乗せしたものが購入価格です。 |
| 45リットルの袋より、小さい袋は価格が高いのでないか。 | 需要と供給の関係で多く売れるものが安くなります。小さい袋は処理手数料が少ないので購入時の支払金額は少なくなります。なお、他都市の例では、有料化により小さい袋の需要が多くなるようです。 |

エ 交換について(41件)

| | |
|-------------------------|--|
| 古い袋と新しい袋との交換比率はどのくらいか。 | 古い袋5枚と新しい袋1枚が交換となります。 |
| 70、90リットルの袋も交換の対象となるのか。 | どんなサイズも古い袋5枚と新しい袋45リットルサイズ1枚が交換となります。 |
| 資源化物の袋も交換するのか。 | 家庭ごみの袋だけです。資源化物の袋は資源化物用として引き続き使うことができます。 |

オ 形状について（22件）

| | |
|-----------------------|------------------------------------|
| 新しい袋に取っ手はないのか。 | 規格としては平袋タイプと取っ手の付いたレジ袋タイプを用意しています。 |
| 45リットルもレジ袋タイプを作してほしい。 | 全ての大きさを両タイプを規格として定めています。 |

カ 資源化物の袋について（40件）

| | |
|------------------------------------|---|
| 今までの資源化物用ごみ袋と新しい資源化物用ごみ袋の交換はしないのか。 | 有料化実施後も資源化物用として使用できますので交換はしません。 |
| 家庭ごみの余った袋は、資源化物として使えないか。 | 7月以降、使えなくなります。余った袋は、有料化の袋と交換でき、交換比率は古い袋5枚に対し新しい袋1枚です。 |
| 資源化物の袋は10リットルのサイズは作らないのか。 | 現段階では、10リットルの規格を定める計画はありませんが、今後要望が多くなれば検討してまいります。 |
| 有料化以降も資源ごみ袋は、70・90リットル袋はあるのか。 | これまでどおり、20、30、45、70、90リットルの5種類のサイズがあります。 |

キ 製造事業者について（5件）

| | |
|----------------|----------|
| 袋の製造事業者の数は何社か。 | 現在、4社です。 |
|----------------|----------|

ク 売り方について（7件）

| | |
|------------------------------------|--|
| 少量しかごみが出ない世帯もある。1枚単位の販売を検討すべきでないか。 | 各小売店での判断になると思われませんが、今のように10枚で1セットとなると思われれます。 |
|------------------------------------|--|

ケ 負担軽減措置について（16件）

| | |
|---------------------------|--------------------------|
| 申請してもらえるおむつ用の袋の色は、別の色の袋か。 | 黄色い家庭ごみ用30リットル袋を年間30枚です。 |
| 負担軽減措置では、何の袋を配布するのか。 | 申請により家庭ごみの袋を配布します。 |

コ その他（39件）

| | |
|--|--------------------------------------|
| 今の袋が7月前に店頭から無くなる可能性があるが、その場合はどうしたらよいか。 | 6月いっぱい、資源ごみの袋が家庭ごみ兼用として使うことができます。 |
| なぜ今使っている家庭ごみの袋が使えないのか。 | 今現在、使用している家庭ごみの袋は処理手数料をいただいていないためです。 |

(2) 有料化の対象外について（37件）

| | |
|------------------------|--------------------------------|
| ペットのおむつは、有料化対象外か。 | 対象外は、人のおむつのみで、ペットシートなどは家庭ごみです。 |
| 有料化の対象外となる剪定枝に竹は含まれるか。 | 含まれます。 |

(3) 手数料の活用について（326件）

ア ごみ集積所について（89件）

| | |
|--------------------------------|--|
| 補助はいつからで、申請はどんな形ですか。 | 6月4日から新規の設置、修理、ネット購入等に補助申請を開始し、町内会長へ申請書類をお送りしました。申請書類はホームページからダウンロードもできます。 |
| 集積所のネットの購入補助の申請方法等具体的な内容を知りたい。 | ネットの購入額を3千円を上限に補助し、一度補助を受けた集積所は3年間補助申請ができません。 |
| 集積所へはどのくらい補助されるのか。 | 集積所の種類により異なり、5万円以上の集積所の設置には8万円までの補助、3万円以上の修繕には5万円までの補助があります。 |

イ コンポスターについて（８４件）

| | |
|-------------------------------|--|
| コンポスター購入補助はいつから始まり、個数制限はあるのか。 | 4月9日から購入補助申請を開始しました。1世帯2基まで申請が可能です。4月6日号、5月4日号の広報に掲載しています。 |
| ダンボール堆肥の講習を受けたい。 | 今年度分は広報でお知らせします。コンポスターの講習希望が多いことから、コンポスターについては7月に10回の講習実施を予定しています。 |

ウ 実施時期について（４件）

| | |
|-----------------------------|---|
| 処理手数料の活用については、いつ頃から申請できるのか。 | 基本的には有料化実施後ですが、コンポスターの購入補助などは申請を受け付けています。 |
|-----------------------------|---|

エ 申請方法について（４件）

| | |
|----------------------------|--|
| 処理手数料の活用について、申請はどのようにするのか。 | 集積所の整備については町内会が、コンポスターの購入補助については個人が、申請することになります。 |
|----------------------------|--|

オ 手数料収入について（２１件）

| | |
|------------------|---|
| 手数料収入見込みはどのくらいか。 | 手数料収入を年間3億円と見込んでいますが、平成24年度は年度途中からなので、2億5千万円を見込んでいます。 |
|------------------|---|

カ 資源集団回収について（１４件）

| | |
|------------------------------------|---|
| 集団回収を全町内でやれば減ると思うので、PRすればいいのではないか。 | 「広報あきた」で周知に努めてまいります。 |
| 資源集団回収への補助を増やしてほしい。 | 7月から雑誌・雑がみについては、1キログラムあたり4円から6円に、その他雑がみは1.5円から2円に増額します。 |

キ 手数料の使途について（７０件）

| | |
|---|---|
| 若い世代のごみが多い。保育園、幼稚園、学校等への啓蒙活動にお金を使ってほしい。 | 子どもの頃からの教育は必要であり、現在も学校等に出向いてごみに限らず環境教育を行っています。今後も啓蒙活動をしていきます。 |
| 処理手数料は、リーフレットにある用途をはじめとした、環境のためにのみ使ってほしい。 | いただいた手数料は、リーフレットに記載しているごみ集積所の美化など環境施策に活用させていただくこととしています。 |
| 処理施設の積み立ては手数料でなく税金ですべきだ。 | 将来の世代のために負担軽減を図るために、積み立てをするものです。 |
| 手数料を基金に積み立てすることは理解できるが、啓発や集団回収への奨励金に使うのはおかしい。 | ごみの減量やリサイクルを推進するための施策に活用することとしたものです。 |
| 基金の活用は将来のために行うべきだと考える。 | 約半分をごみ集積所やコンポスターの購入補助など市民への還元施策や地球温暖化対策などの環境施策のために活用し、残りの半分を、ごみ処理の根幹である処理施設の大規模改修等に充てるため基金へ積み立てし、将来世代の負担軽減を図ることとしております。 |

ク 資源化物の祝日収集について（１２件）

| | |
|--------------------------|---|
| 資源化物の祝日収集をすることとしたのはなぜか。 | 資源化物の分別がすすむよう回収の機会を増やすことにしたものです。 |
| 祝日に収集せずに次の日または次の週に回収すべき。 | 翌日等の回収は、集積所で他のごみと混在することがあるため、困難と思われれます。 |

ケ 使途の公表について（１３件）

| | |
|-----------------------------|---|
| 処理手数料内訳は、ホームページ等で見る事ができるのか。 | 処理手数料の活用については今後「広報あきた」や「ホームページ」で公表していきます。 |
|-----------------------------|---|

コ その他（15件）

| | |
|---|---|
| 手数料の活用で、不法投棄のパトロールや監視カメラとなっているが、どのようになっているのか。 | 現在、5台の移動式監視カメラを運用していますが、さらに5台増加し対応することとしております。また、不法投棄監視パトロールを強化してまいります。 |
| ペットボトルをつぶす方法など、ごみ減量の情報発信をお願いする。 | 広報あきた等を通して情報提供していきます。 |

(4) ボランティア清掃について（94件）

| | |
|---------------------------------|--|
| ボランティア袋の申請の仕方はどうなるのか。 | 個人のボランティア清掃は、個人で申請していただきますが、集積所用はあらかじめ町内会長へお配りします。 |
| 集積所清掃用のボランティア袋は申請なしで配布してもらえるのか。 | 町内会用は町内会長にお配りします。 |

2 その他の主な意見・質問

(1) ごみの分け方・出し方について（555件）

ア 紙類について（212件）

| | |
|----------------------------|--|
| ダイレクトメールのセロハンは取らないといけないのか。 | セロハンやビニールについては、紙の再生に支障があることからお取りください。 |
| シュレッダーの紙くずは、どうしたらいいのか。 | 家庭でシュレッダーした紙は再生する製紙メーカーで受け入れられないので、家庭ごみとなります。ダイレクトメールなどは個人情報部分を切り取るなどして、雑がみとして出してください。 |
| 個人情報の入った紙類の取扱いはどうすればいいのか。 | 個人情報の部分は切り取り、家庭ごみへ、情報の書かれていない部分は雑がみとしてお出しください。 |
| 紙類は、紙ひもでしばらなければならないか。 | 紙ひもごとリサイクルできるため、できるだけ紙ひもでお願います。 |
| 新聞と折り込み広告チラシは一緒に出していいのか。 | 一緒にお出しください。 |

イ 剪定枝について（33件）

| | |
|--------------------------|---|
| 有料化後も剪定枝の出し方は変わらないのか。 | 変わりません。 |
| 剪定枝は、資源ごみの袋に入れて出してもいいのか。 | 入れても構いませんが袋が切れる可能性もあり、これまで通り入れずに50cm以下の長さにして束ねてお出しください。 |

ウ おむつについて（39件）

| | |
|-------------------------------------|---|
| 「おむつ」と必ず書かなければいけないのか。 | 本来おむつは家庭ごみなので、家庭ごみの袋に入れる際は書く必要はありませんが、対象外のごみとして資源化物用袋に入れて出す際は必ず書いてください。 |
| おむつは家庭ごみの袋に入れてもよいか。 | 入れても結構です。 |
| おむつ使用時に、いっしょに使用する尿取りパット等はどうしたらいいのか。 | 一緒に出してもらって大丈夫です。 |
| 今は、おむつを新聞にくるんで捨てているが、それは変わらないのか。 | 構いません。 |

エ 刈草等について（１８件）

| | |
|----------------------------|---------------------------|
| 刈草・落葉は乾かして出さなければいけないのか。 | できる範囲でお願いします。 |
| 庭を掃いて少し出た落ち葉は家庭ごみに混ぜていいのか。 | 家庭ごみと一緒に黄色の有料化袋に入れても結構です。 |

オ 内袋について（２５件）

| | |
|----------------------------|---------------------------|
| 袋の中が見えるから新聞紙や内袋を使ってもいいか。 | 大丈夫ですが新聞紙の分別にもご協力をお願いします。 |
| 使えなくなる家庭ごみの袋を内袋として使っても良いか。 | その時に応じて内袋として役立ててください。 |

カ ガラス・陶磁器等について（２６件）

| | |
|---------------------|--|
| 蛍光管、陶器の出し方は変わるのか。 | 変わりません。 |
| ガラス類や乾電池は今までどおりか。 | 変わりません。 |
| せとものやガラスの出し方は変わるのか。 | 変わりません。これまで通りで結構です。割れている場合は紙等にくるんで収集作業時に作業員が危ないようにして、家庭ごみに出してください。 |

キ 記名式について（６件）

| | |
|------------|---|
| 記名式にしないのか。 | 市からは、強制するものではありませんが、町内の取り組みとして新しいごみ袋の余白に、名前や番号を書くことは、方策としてはあるのではないかと考えています。 |
|------------|---|

ク 家庭菜園・木材等について（１７件）

| | |
|---------------------|-----------------------------|
| 家庭菜園の葉っぱはどうすればいいのか。 | 家庭ごみで出してください。 |
| 木くずはどうやって捨てたらいいのか。 | 家庭ごみですので、家庭ごみの袋に入れて出してください。 |

ケ その他（１７９件）

| | |
|-------------------------------------|---|
| 秋田市の分別区分はどうなっているのか。 | ３区分の９分別です。 |
| 業者が集める事業系ごみやアパートのごみも黄色い家庭ごみの袋になるのか。 | 既に処理料金を支払っており、対象となりませんので、黄色い袋を使用しないで半透明または透明の袋をお使いください。 |
| 総合環境センターに持ち込む際は、どのような袋を使用しても良いのか。 | 中身の見える透明または半透明の袋、資源化物の袋も使用できます。 |
| 野菜の葉は枯れ草類に分類されないか。 | 生ごみの分類になります。 |

(2) 不適正排出・不法投棄について（１９５件）

| | |
|------------------------|---|
| アパートのごみ出しが悪いので指導してほしい。 | 大学等や不動産業者等へ周知を図っております。ごみの出し方についての手引きを、全戸配布している「広報あきた」と同時配布しました。また、パトロール体制を強化し各町内会と協力し合いながら対応して行きたいと考えておりますので、ごみの出し方の悪いアパートがあったら、是非情報提供をお願いします。有料化に伴い２週間、集積所で市職員が立ち会いを行い適正排出をお願いしてまいります。 |
|------------------------|---|

| | |
|--------------------------------------|--|
| 監視カメラは集積所に設置するのか。 | 監視カメラは、不法投棄対策として、現在も林道などの山間部に設置していますが、ごみ集積所に設置することは考えていません。ごみ集積所は、巡回パトロールを強化して対応していきたいと考えております。なお、有料化実施後、2週間は、各集積所へ市職員が立ち合い、適正排出をお願いすることを予定しております。 |
| 有料化後、間違えて古いごみ袋で出した場合どうなるのか。 | 事前にお試し袋や有料化の制度を書いた冊子を全戸配布するなど周知に努めるとともに、スタート時は市職員が集積所に立会い、周知します。置かれてしまった場合は、ステッカーを貼って一旦集積所においておき、次回の収集日に回収することとなります。 |
| 有料化により不法投棄が増えるのではと心配している。どう処理すればよいか。 | 不法投棄を発見したときは、市に連絡をお願いします。有料化後はパトロールを強化し、監視カメラでも対応してまいります。ご協力をお願いします。 |

(3) その他 (780 件)

ア 広報について (73 件)

| | |
|---|---|
| 新しいごみ袋を各家庭に配布する時に説明会用のリーフレットより詳しいものがほしい。 | 広報あきた6月1日号と同時に詳しい内容の「ごみの分け方・出し方手引き」(パンフレット)を全戸配布しました。 |
| 減量の周知・啓発を積極的に行って欲しい。 | 今後も実施していきます。 |
| 外国語版の制度説明パンフレットはないのか。 | 作成しましたので、今後活用していきます。 |
| 若い世代の人はあまり広報など見ないため、有料化の話をつい最近聞いたというケースもある。テレビや広告等、違う媒体でPRしてはどうか。 | 有料化実施一週間前には、テレビやラジオ、新聞等を利用して周知に努めることとしております。 |
| 生ごみの減量も大事だが、紙の分別が最も手軽に取り組みやすい減量方法だと思うので啓発したらどうか。 | 積極的に周知していきます。 |

イ 説明会について (32 件)

| | |
|----------------------|------------------------------------|
| この説明会は少人数でもやってくれるのか。 | 連絡をいただければ調整して出向きます。環境都市推進課に連絡願います。 |
|----------------------|------------------------------------|

ウ ごみ処理施設等について (46 件)

| | |
|--------------------------------|--|
| 処理能力は何トンくらいか。 | 1日230トンの溶融炉が2基で460トンの処理能力があります。 |
| 処理施設の熱源を使用し植物などを栽培し収益をあげてはどうか。 | 溶融施設の熱を利用し発電を行い場内での使用のほか、売電も行っています。 |
| なんでも溶かせる溶融炉のメリットはなんなのか。 | 焼却炉の場合は最終処分場への埋め立てる灰の量が処理量の約10%ですが、溶融炉は約2%となり処分場の延命がはかれます。 |
| ごみの焼却による発電収入はどれくらいか。 | 約2億円です。 |

エ プラスチック類の分別について (49 件)

| | |
|-----------------------------|--|
| プラスチック類をもっと分別してリサイクルしてはどうか。 | プラスチック類は現在溶融処理され、その熱量を発電に利用しています。他都市で分別収集している事例では、収集されたプラスチックが、製品の材料としての利用は約3割で、残りは燃料等として利用されている状況です。今後リサイクル技術が進歩し、リサイクルルートが確立した場合は分別回収について検討していきます。 |
|-----------------------------|--|

オ 有料化の今後のあり方について（70件）

| | |
|----------------------------------|---|
| 減量目標を達成した場合は、有料化をやめるのか。 | 国では、20%の減量目標（523g）に取り組んでおり、新たな目標を定めて取り組む必要があると考えています。将来的に目標が達成した場合は、そのときの排出状況や社会情勢など総合的に判断する必要があると考えています。 |
| 有料化しても減量目標を達成しない場合は、手数料を値上げするのか。 | 値上げは考えていません。有料化に合わせ減量や分別の周知・啓発なども行ってまいります。 |

カ その他

(ア) 有料化への異議（50件）

| | |
|--|--|
| 有料化の凍結を希望する。有料化ありきの強引な決定には賛同できない。 | 9月の議会で可決され、7月からの有料化は決定した事なのでご理解とご協力をお願いします。 |
| 有料化でなく職員が集積所で減量を指導するべき。市や職員が努力して減らすべき。 | 有料化実施後の2週間、職員が集積所を巡回します。ごみの減量には市民の協力が必要ですので、ご理解ご協力をお願いします。 |
| 有料化より分別が先ではないか。 | 有料化と併行してごみの減量・分別の推進は続けてまいります。 |

(イ) 有料化の意味等（53件）

| | |
|------------------|---|
| ごみの減量のための有料化なのか。 | そのとおりです。 |
| 総排出量が減ればいいのか。 | 総排出量が減っても、一人あたりのごみ排出量が減らないと、一人ひとりが減量に取り組んでいないことになります。 |

(ウ) ごみ排出量について（22件）

| | |
|----------------------------------|---|
| なぜ秋田市は他都市に比べごみが多いのか。溶融炉のせいではないか。 | 平成14年に溶融炉が稼働しましたが、当時ダイオキシン対策で野外焼却の禁止にともない、ごみの排出量が増えました。それも平成15年度がピークで、現在は減少傾向にあります。また、溶融炉の導入時に金属類、ガス・スプレー缶の分別を増やしております。 |
| DVDの中での比較で、国、県より市が進んでいない。 | まずは家庭ごみの約半分をしめる生ごみと、再生できる紙ごみが15%程度含まれている状況から、生ごみの水切りと紙類の分別の徹底をすることが必要と考えております。 |

(エ) 手数料について（46件）

| | |
|----------------------------|--|
| 小売店に支払った手数料は、どういう形で市に入るのか。 | 市に登録した製造業者、卸売り業者、小売業者それぞれからごみ袋の納入枚数を報告してもらい、数量を突き合わせ、小売業者から市へ手数料を納めてまいります。 |
| 1円でなく0.5円でもよかったのではないか。 | 環境省の資料から、1リットル1円より安いと減量効果が見込めないことからです。 |

(オ) 事業者について（27件）

| | |
|------------------------------|--|
| 紙類で窓付き封筒をなくすなど、事業者を指導してはどうか。 | ゼロハンを使わないものも、出てきています。1自治体での指導は難しいことから、全国的な組織の中で要望していきます。 |
| 物を作る事業者にも指導してほしい。 | トレーについては、スーパーなどで回収しているので利用していければと思います。過剰包装の業者指導については、一自治体だけでは難しいことから、全国都市清掃協議会などを通じて国、業界へ要望していきます。また、消費者の消費行動が事業者を動かすこともあると思いますので、ライフスタイルの転換は大切ではないかと思っています。 |

(カ) その他（312件）

| | |
|--------------------|---|
| 処理手数料に消費税は入っているのか。 | 内税として税が含まれています。 |
| 資源ごみの持ち去りを指導してほしい。 | 巡回パトロールを実施することとしておりますが、見つけたら、環境部へ情報のご提供をお願いします。 |